

別紙

諮問第1052号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定及び不存在を理由とする本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年11月14日及び同月15日付けで行った本件部分開示決定及び不存在を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

なお、実施機関は、送付した対象保有個人情報の被覆箇所の一部誤りがあったため、令和6年5月10日付けで訂正し対象保有個人情報を再送付しているが、不開示部分に変更はない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に係る部分開示決定及び不開示決定は、適切に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年3月29日に実施機関から理由説明書を、同年4月30日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月29日（第249回第一部会）から同年12月17日（第251回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及

び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公立学校教員の採用候補者選考について

東京都公立学校の教員については、毎年度、東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、要綱に基づき選考を実施している。選考に係る申込みから採用の決定に至るまでの手続は、次のとおりである。

- ① 受験希望者は、東京都公立学校教員採用ホームページの専用入力フォームに必要事項を入力し、又はホームページ掲載の申込書を印刷の上、必要事項を記入する方法により、申込みを行う。
- ② 実施機関は、受験申込者に受験票を発送し、受験者の教科等に応じた第一次選考（筆記（教養・論文））及び第二次選考（個人面接・教科によっては実技）を実施する。第二次選考は、要綱に記載のとおり「教職への理解、教科等の指導力、対応力、将来性、心身の健康と人間的な魅力等を評価」するものとされ、評定者は各受験者に応じた評定票を作成する。なお、要綱には、各選考方法の詳細に関しては、要綱に記載していること以外の問合せには、応じられない旨記載がある。
- ③ 実施機関は、第一次選考及び第二次選考の成績並びに提出書類等を総合して、選考の可否を判定する。採用候補者名簿登載の基準に達したと判定された者は合格者となり、東京都公立学校教員採用候補者として名簿に登載され、その後、区市町村教育委員会又は都立学校での面談等、所定の手続を経て採用が決定される。

イ 本件部分開示決定及び本件不開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる本件対象保有個人情報1及び2を特定し、別表3に掲げる本件不開示情報1から5までを法78条1項7号に該当するとして不開示とする本件部分開示決定を行った。

また、実施機関は、本件開示請求に対し、別表4に掲げる本件不開示情報6及び7を不存在として本件不開示決定を行った。

ウ 本件不開示情報 1 から 7 までの不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報 1 について

本件不開示情報 1 は、面接における評価の基準及び受験者から聴取した結果に基づく内容が評語形式又は具体的な記述をもって記録される箇所である。

実施機関は、これらの情報を開示することが前提となると、選考に係る事務に関し、評価、判断、若しくは基準が明らかになり、公平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な選考に支障を来すおそれがあると説明する。

審査会が検討するに、前記ア②で述べたとおり、実施機関は、要綱で各選考方法の詳細に関して要綱に記載していること以外の問合せには応じないこととしており、選考方法に関して個別の情報提供を想定しておらず、選考の公平性を重視していることが窺える。このことを踏まえれば、受験者に対する評価結果も、受験者の個別の請求に応じて提供すると、請求しなかった受験者との間で選考の公平性を欠く結果となり、円滑な選考に支障を生じさせるおそれがあると考えられる。

これらのことから、本件不開示情報 1 は、選考の合否判断を行う上での評価の基準及び評価内容等であり、これらが開示された場合、公平かつ円滑な選考に支障を来すおそれは否定できない。

したがって、本件不開示情報 1 は、法78条 1 項 7 号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報 2 及び 3 について

本件不開示情報 2 及び 3 は、面接を通じて評定者が行う評価の手法、評価において指標となる項目及び各項目の着眼点を踏まえた評価や判断が評語形式又は具体的な記述をもって記録される箇所である。

このため、本件不開示情報 2 及び 3 は、上記 (ア) と同様に、これを開示することが前提となると、選考に係る事務に関し、評価、判断、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な選考に支障を来すとする実施機関の主張は首肯できる。

したがって、本件不開示情報 2 及び 3 は、法78条 1 項 7 号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報4について

本件不開示情報4は、面接を担当した評定者の氏名が記載される箇所である。

実施機関は、評定者氏名を受験者に等しく明かさず面接を実施することとしている選考であるため、この情報を開示すると公平かつ円滑な選考に支障を来すと説明する。審査会が検討するに、評定者氏名を開示すると、今後、評定者が面接内容について率直な評価や判断を面接評定票に記録することを躊躇するおそれがあり、適正な選考事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報4は、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報5について

本件不開示情報5は、論文及び第一次選考合計の点数、本件不開示情報1から3までに關する項目及び当該項目の点数、面接合計から第二次選考総合得点までの点数並びに判定が記載された箇所である。

このため、本件不開示情報5は、上記(ア)及び(イ)と同様に、これを開示することが前提となると、選考に係る事務に關し、評価、判断、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な選考に支障を来すとする実施機関の主張は首肯できる。

したがって、本件不開示情報5は、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

(オ) 本件不開示情報6及び7について

まず、本件不開示情報6について、審査請求人は、実施機関から正規教員を辞めろと言われたと主張する。これについて実施機関は、審査請求人は自主退職をしていることから、実施機関が審査請求人を免職した事実はなく、また、退職当時(以下単に「当時」という。)の評価・任用に係る公文書は既に保存期間満了で廃棄しており存在しないと説明する。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、実施機関から提出のあった審査請求人の職歴に係る記録の当該日欄には、「辞職を承認する」と記載されている

のみであった。また、職員の任用に関する公文書の保存期間は、東京都教育委員会文書管理規則（平成11年東京都教育委員会規則第64号）45条4項の規定に基づき定められた「教育委員会（都立学校）共通事案に係る文書保存期間・移管基準表」等を基に、東京都教育委員会文書管理規則の解釈及び運用について（平成12年1月1日11教総総第862号）第四 一（一）アに基づき主務課長により作成された文書管理基準表によれば3年と定められているところ、当時の公文書の保存期間は、開示請求時点で既に満了していることが確認できた。また、公文書廃棄に係る公文書（共通事案）の保存期間も開示請求時点で既に満了しており、当時管理されていた評価・任用の公文書の廃棄を確認することができる文書は存在しない。地方公務員法（昭和25年法律第261号）で定める事由による場合でなければ職員の意に反して免職されないとした同法27条2項の規定及び実施機関から提出のあった審査請求人の職歴に係る記録の記載内容に照らしても、審査請求人が正規教員を辞めろと言われたとする実施機関の命令の存在を確認できる根拠はなく、またその命令についての公文書は存在しないとする実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

次に、本件不開示情報7について、実施機関は、選考は単年度で合格判定を行っているため、過去の受験結果によらず、受験者が教員としてふさわしい人物であると判断できれば採用するものであると説明する。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、審査請求人が受験した年度の要綱には、選考の合否は第一次選考及び第二次選考の成績並びに提出書類等を総合して判定する旨が記載されており、単年度ごとに選考が実施されていることが読み取れ、複数年度の選考の成績等を基にして合否を判断する記述は見当たらなかったことから、本件不開示情報7を不存在とする実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

したがって、本件不開示情報6及び7を不存在とする本件不開示決定は妥当である。

ただし、本件開示決定通知書に記載された「不開示とした部分」には、対象保有個人情報の実際の被覆箇所を適切に表示できていない箇所が認められた。東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日3情都情第1

93号) 第3 6 (7) イにおいて、保有個人情報の一部を不開示(部分開示)とする場合、開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、不開示とした部分とその理由をできる限り、分かりやすく具体的に記載することとされていることから、今後は適切に記載すべきであることを付言する。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 開示請求内容

項目	開示請求内容
1	令和〇年度東京都公立学校教員採用選考における私（〇〇 受験番号〇〇）の点数と不合格の理由
2	私が平成〇年度に〇〇学校で正規教員を辞めろと言われた都の教育委員会の命令の理由
3	その後、何度受験しても不合格とされる理由

別表2 本件対象保有個人情報

本件対象保有個人情報	本件対象保有個人情報が記録されている公文書の件名
1	令和〇年度東京都公立学校教員採用候補者選考（〇年度採用）（第二次選考）面接評定票
2	令和〇年度東京都公立学校教員採用候補者選考（〇年度採用）の成績表

別表3 本件不開示情報（部分開示）

本件対象保有個人情報	不開示部分	本件不開示情報
1	Iにおける、上段の表、中段の表の「評価規準」の内容、「評価規準」の右側の欄とその内容、「備考」の内容	1
	IIにおける全項目	2
	IIIにおける評価の段階に関する記載を除く全項目	3
	評定者氏名	4
2	項目の左から18列目から25列まで	5
	対象者成績の左から16列目から33列目まで	
	不合格の理由	

別表4 本件不開示情報（不存在）

開示請求内容	本件不開示情報
私が平成〇年度に〇〇学校で正規教員を辞めろと言われた都の教育委員会の命令の理由	6

その後、何度受験しても不合格とされる理由
----------------------

7
---